

平成28年10月25日

事業主様

関西文紙情報産業健康保険組合
理事長 松本武久
(公印省略)

個人番号制度の導入に伴う届書回付事務の廃止について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在当組合ご加入の事業所様には、資格取得届等の資格・報酬に関する届出について、健康保険分と厚生年金保険分を合せて届書（用紙・CD等）をすべて健康保険組合にご提出いただき、厚生年金保険分の届書は健康保険組合から日本年金機構に回付しているところです。

また、年金に関する一部の届書につきましても、関連する健康保険の届書と合せてご提出いただいたものは、健康保険組合から日本年金機構に回付していました。

しかしながら、個人番号制度の導入に伴い、平成29年1月から各種届出に個人番号を記載していただくことになり、健康保険組合が厚生年金保険にかかる個人番号（特定個人情報）を取り扱うことは、番号法の規定に抵触することになります。

したがって、平成28年12月末をもってこれまでの回付事務の取り扱いは廃止させていただき、下記のとおり厚生年金保険分の届書は健康保険分と分けて、日本年金機構（事務センター）に送付していただくよう変更いたしますのでお知らせします。

各事業所様には、お手数をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 回付事務を廃止させていただく届書

(1) 健康保険分と厚生年金保険分が組になっている届書

- ①被保険者資格取得届 ②被保険者資格喪失届 ③被保険者氏名変更届
- ④被保険者報酬月額算定基礎届 ⑤被保険者報酬月額変更届
- ⑥被保険者賞与支払届
- ⑦育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届
- ⑧育児休業等終了時報酬月額変更届
- ⑨産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
- ⑩産前産後休業終了時報酬月額変更届

(2) 厚生年金保険（国民年金）に関する届書

- ⑪厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
- ⑫70歳以上被用者にかかる各種届出
- ⑬国民年金第3号被保険者届 ⑭その他（住所変更届等）

2. 回付事務廃止後の提出方法・提出先について（裏面参照）

(1) 健康保険分と厚生年金保険分が組になっている届書

健康保険分と厚生年金保険分を分けて、健康保険分は当組合に厚生年金保険分は日本年金機構（事務センター）に直接提出してください。

(2) 厚生年金保険（国民年金）に関する届書

健康保険組合を経由せず、日本年金機構（事務センター）に直接提出してください。

重要

国民年金第3号被保険者（該当・非該当）届につきましては、健康保険組合が健康保険被扶養者の認定・削除の証明をして、日本年金機構に回付していましたが、回付事務廃止後は、事業主様が次の証明書類のいずれかを添付したうえで、日本年金機構に直接ご提出いただくこととなります。

- 健康保険組合から交付された被保険者証の写しを添付する。
- 健康保険組合から交付された扶養認定（削除）の通知書の写しを添付する。
- 事業主様が3号届の余白部分に健康保険組合の被扶養者認定を証明する。
- 健康保険組合の被扶養者認定を事業主様が証明書として添付する。

(3) 厚生年金保険（国民年金）に関する届書の提出先

下表の年金事務センターに直接提出してください。郵便番号（大口事業所個別番号）と名称を記載するだけで各事務センターに届きます。

事業所所在地	提出先名称（事務センター）	郵便番号
大阪府・奈良県	日本年金機構 大阪広域事務センター	541-8533
京都府	京都事務センター	600-8642
滋賀県	滋賀事務センター	520-8515
兵庫県	兵庫事務センター	651-8514
三重県	三重事務センター	514-8575
愛知県	愛知事務センター	460-8565
静岡県	静岡事務センター	420-8777
埼玉県	埼玉広域事務センター※1	330-8530
東京都	東京広域事務センター※2	135-8071

※1 平成28年10月1日、長野事務センターと統合されました。

※2 平成28年10月1日、山梨事務センターと統合され、東京都内一部地域について管轄年金事務所で処理していたものも、すべて事務センターに統合されました。

(4) その他

電子媒体（CD等）での届書も、同様の扱いとなります。

また、存続厚生年金基金にかかる届書は、厚生年金保険分と分けて各厚生年金基金に提出してください。

回付事務廃止後に年金関係届書が、健康保険組合に提出された場合は、やむを得ず事業所様に返戻させていただくこととなりますのでご承知置きください。

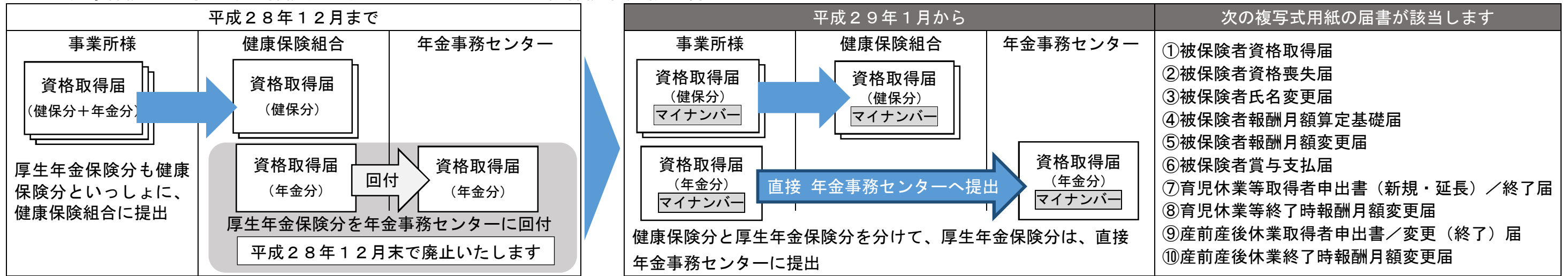
以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212（適用課）まで

回付事務廃止後の厚生年金保険（国民年金）関係届書の提出について

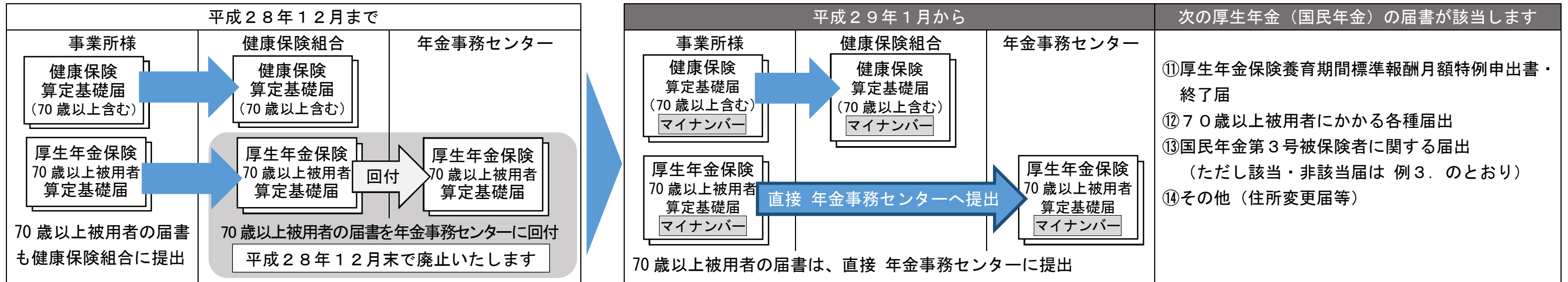
----- 下の例を参考に、健康保険の届書と分けて、直接 日本年金機構（事務センター）に提出してください -----

例 1. 健康保険分と厚生年金保険分が組になっている届出（被保険者資格取得届の例）

※電子媒体（CD等）での届書も同様です。



例 2. 厚生年金保険（国民年金）に関する届書（70歳以上被用者算定基礎届と健康保険被保険者算定基礎届の例）



例 3. 国民年金第3号被保険者の資格に関する届書（国民年金第3号該当届と健康保険被扶養者異動届の例）

